

各位

会 社 名 株式会社 ハウス オブ ローゼ 代表 者名 代表取締役社長 神 野 晴 年

(コード番号 7506 東証第一部)

問合せ先 取締役管理本部長 池田達彦

TEL: 03-5114-5810(直通)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019 年 5 月 20 日開催の取締役会決議において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 25 日開催 予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1)公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (2)株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条及び第21条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生予定日 2019年6月25日(火)

2019年6月25日(火)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款

第1章 総 則

第5条(公告方法)

当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第3章 株 主 総 会

第13条(招集権者及び議長)

当会社の株主総会は、法令に別段の定めが ある場合の他、<u>取締役会の決議により取締</u> 役社長が招集し、その議長となる。

2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ 取締役会の定めた順序により他の取締役が これに代わる。

第4章 取締役及び取締役会

第21条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長 となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ 取締役会の定めた順序により他の取締役が これに代わる。

変更案

第1章 総 則

第5条(公告方法)

当会社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第3章 株 主 総 会

第13条(招集権者及び議長)

当会社の株主総会は、法令に別段の定めが ある場合の他、<u>あらかじめ取締役会におい</u> て定めた取締役が招集し、その議長となる。

2. <u>前項において定めた取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第4章 取締役及び取締役会

第21条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定め</u>た取締役がこれを招集し、議長となる。

2. <u>前項において定めた取締役</u>に事故あるとき は、あらかじめ取締役会の定めた順序によ り他の取締役がこれに代わる。

以上